

## 新型コロナワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について

医療職の被扶養者がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入に含めません。「[新型コロナウィルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)」に該当する医療職の方のみが対象です。

(※お勤め先の健康保険に加入となる場合は、扶養削除となります。)

### 1. 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）

#### ※ 注意事項 ※

ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が本特例措置の対象となります。

ワクチン接種会場等で勤務される場合でも、有資格者でなければ対象外となります。また、有資格者であっても、事務職として医療機関の受付等で勤務される場合は対象外です。

### 2. 対象となる収入

令和3年4月から令和5年3月末までのワクチン接種業務に対する賃金  
(令和5年3月の賃金が令和5年4月に支給された場合も特例措置の対象。)

※令和4年9月からオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和5年3月末まで延長されたことに伴い、本特例措置についても令和5年3月末まで延長することとしました。

#### 【収入の判断】

2022年1月～12月の収入からワクチン接種業務に対する賃金を除いた収入が収入基準額を満たしているかを確認します。(ただし、特例となる条件を満たしている方。)

(例) 1月～12月 収入	120万円
4月～12月までのワクチン接種業務に対する賃金	45万円
	計165万円
165万円 - 45万円 =	120万円 (収入基準額内)

### 3. 「申立書」について

「申立書」は次の手順によりご提出いただくこととなる予定です。

現時点での提出は不要ですので、保管くださいますようお願いいたします。

①ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）から「新型コロナウィルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」の発行を受けてください。

②健保組合において、扶養家族の前年収入金額を行政に照会します。扶養家族の収入基準を超過したことが判明した場合に扶養家族不認定のご連絡を行います。（※2023年夏頃）

③収入額に特例となる収入が含まれ、その特例収入を除くと扶養家族の収入基準以内となる場合は、「申立書」の提出によって、収入額を申告いただくことになります。

<問い合わせ先>

シャープ健康保険組合 保険証・給付金担当 [kenpo-kennin@list.sharp.co.jp](mailto:kenpo-kennin@list.sharp.co.jp)



以上

(厚生労働省 ホームページ)

- 「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19044.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html)
- 「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関する Q&A」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000991915.pdf>
- 【様式】「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」  
[http://kenpo.sharp.co.jp/home/top/system/data/news/346/346\\_1.pdf](http://kenpo.sharp.co.jp/home/top/system/data/news/346/346_1.pdf)